

経過措置の内容

- 令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化では、**認可施設に通うこどもと、都道府県等に届出を行い国が定める基準を満たした認可外保育施設等に通うこども**（※）が、**無償化の対象**。（※）保育の必要性の認定を受けたこども
- ただし、**経過措置として5年間（令和6年9月末まで）の間は**、猶予期間として、**認可外保育施設指導監督基準を満たさない認可外施設**に通うこどもについても、**施設が都道府県に届出をしていれば、無償化の対象としている**。
（子ども・子育て支援法改正法附則第4条）

基準適合の状況

- ・すべての基準を満たしている施設は全体の約75%（約1万施設）⇒ 令和6年10月以降も引き続き無償化対象となる。
- ・何らか満たしていない基準がある施設は全体の約25%（約3500施設）
ただし、そのうち多くは「**施設及びサービスに関する内容の揭示**（約11%）」、「**安全確保（安全計画の策定、訓練等）**（約10%）」、「**消防計画、防火管理者の選任・届出**（約9%）」、「**サービス利用者に対する契約内容の書面交付**（約7%）」など容易に満たし得る**基準**を満たしていないもの（①）。
「**保育室の面積**（約0.3%）」、「**非常口設置**（約1.3%）」など満たすために相当の期間を要するものは**極わずか**（②）。

※（）内の%は、令和3年度認可外保育施設の現況とりまとめの数値

令和6年9月までの対応方針

- ①の**満たしていない施設**に対しては、**保育の質の確保の観点から、経過措置期間中に基準を満たすよう指導監督等を徹底**。
- ②の経過措置期間中に**基準を満たす見込みがない施設**については、**当該施設を利用する無償化対象児童の転園の希望に応えるための対応を行う**。

令和6年10月以降の対応方針（案）

上記の対応を行ってもなお、対応が困難な個別事例への対応は必要であることから、**現行の経過措置に代えて、外国人児童の多い施設や夜間保育所などについて、一定の期間（令和11年度末まで）、無償化対象とする新たな経過措置**を設ける。

<p>○ 全ての自治体に調査を行ったところ、外国人児童の多い施設（8自治体）、夜間保育所（5自治体）について対応が困難な事例として回答があった。 （具体例） ・ブラジル人児童が多い施設で、ポルトガル語など言語の問題から保育士確保が困難で保育従事者の有資格者の基準を満たせないが、母国語しか話せない児童は転園が困難。 ・ベビーホテルで、夜間帯の保育士確保が困難で保育従事者の有資格者の基準を満たせない、あるいは、設備基準を満たせないが、夜間預けられる施設が近隣になく転園が困難。</p>	<p>一定の期間（令和11年度末まで）、無償化対象とする新たな経過措置を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の考え方として、下記のいずれも満たしていることを要件とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 児童福祉法に基づき、認可外保育施設として届出がされていること ② 基準を満たしていない外国人児童が多い施設や夜間保育所などで、基準を満たすためには相当の期間を要し、かつ、認可保育所等に転園することが困難であること。 <p>（※ 都道府県知事が個別に施設を指定する）</p>
---	---

※国家戦略特別区域内の施設について、保育する乳幼児がおおむね半数以上が外国人である場合の保育士の配置基準を1名以上とできる特例措置がある。
今後、特区指定区域内での本特例措置の活用実績があれば、検証の上、全国展開を行う方針。

(参考) こども政策に係る実務者検討会における議論の状況

こども政策に係る実務者検討会

個々のこども政策の具体化に当たり、実務的・技術的な課題やその解決方策について情報共有・意見交換する場

○メンバー 国側 こども家庭庁課室長級 ※テーマに応じ他省からも出席
地方側 部課長級

全国知事会：千葉県、長野県、大分県

全国市長会：本庄市、大東市、倉敷市、京都市

全国町村会：ニセコ町、嘉島町、徳之島町

※各自治体からは、具体的課題に応じ、担当する適任者が出席

※テーマによっては自治体の規模等に配慮して参加自治体を追加

○頻度 テーマに応じて集中的に開催

○当面想定されるテーマ

児童手当制度改正、**認可外保育施設（無償化の経過措置）**など

その他、審議会や研究会等における検討状況等について適宜情報共有

○事務局 テーマに関連する制度の所管課室

これまでの議論の状況

<令和5年9月19日>

テーマ：

- 全国の都道府県等による立入調査の実施状況、基準適合率の状況を説明。
- 経過措置期間終了まで残すところ1年間となったことを踏まえ、自治体に対して、以下の対応を依頼する事務連絡を準備中であることを説明。
 - ①基準を満たすための指導監督等の促進
 - ②基準を満たしていない施設を利用する児童の転園の検討
 - ③対応が困難な個別事例についての調査

<令和5年10月25日>

テーマ：

- 9月19日に説明した事務連絡のうち③の調査結果の報告及び対応方針案を提示。
 - ・外国人児童が多い施設や夜間保育施設については、一定の期間、無償化対象とする経過措置を設けること。
 - ・対象施設の考え方として、「現在基準を満たしていない児童の多くが外国人児童である施設や夜間保育所などで、基準を満たすためには相当の期間を要し、かつ、当該施設から認可保育所等に転園することが困難である」ことを要件とすること。
- 9月19日に説明した事務連絡のうち②の検討状況に関するフォローアップ調査案を説明。

(参考) 幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円(注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円)まで無償化
 - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充(年収360万円未満相当世帯)
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

(3) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定(無償化給付のために新たに法制化)
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満たすよう指導・監督

※ 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設(幼稚園、保育所及び認定こども園)は市町村等10/10